

宇宙基本法で宇宙の防衛利用は進むか

(財)DRC 専任研究委員
玉 真 哲 雄

はじめに

衆参両院で可決され 2008 年 5 月に成立した「宇宙基本法」は、「宇宙の防衛利用に道を開く」との側面から広く報道・論評されている。宇宙と安全保障の問題に長く関心を持つ筆者として興味を持ってその経過を追って来たが、(1)「宇宙の防衛利用」と表裏をなすもう一つの側面がこれに絡んでいると感じるようになった。それは、(2)「官僚主導と政治主導」の問題である。

従来の日本の政策の「官僚主導性」を反省して「政治主導」を以て代えるべし、との論議を屢々耳にする。宇宙基本法はその発端からして明白な「政治主導」であり、法の成立・施行を見た現在、「官僚主導」に代わる「政治主導」が発揮されて機能し解決となり得るのかが注目される。

宇宙基本法の成立・施行に到る過程を以下でおさらいし、(1)「宇宙の防衛利用は進むか否か」を、(2)「政治主導が官僚主導に代わり得るか否か」との関連において検討したい。その意義は決して、宇宙と安全保障の分野に止まらないものがあると感じられる。

1. 宇宙防衛利用の過去の事情

背景として、宇宙防衛利用の過去の事情をおさらいしておこう。

(1) 平和利用決議 1) 2)

1969 年の宇宙開発事業団設置に際し宇宙軍事利用を警戒する立場から、同年 5 月 9 日(金)の衆議院本会議は、宇宙の開発及び利用は「平和の目的に限る」旨を決議した。

これより早く 1962 年の第 17 回国連総会で既に「宇宙空間平和利用に関する決議」が採択されている 3)。しかし国連の「平和利用」とは「非侵略的」の意味であったのに対し、日本の国会では決議に先立つ 1968 年の審議段階でこれを一層拡張して「非軍事的」の意味とする旨の質疑が行われ 4)、「平和利用決議」は宇宙の防衛利用に厳格な縛りを加えるものとなった。

(2) 一般化原則 5)

18 年を経て、海上自衛隊が米軍通信衛星受信装置を装備する問題に際して 1985 年 2 月 6 日(水)、「利用が一般化している、及びそれと同機能の衛星は自衛隊が利用しても、決議の『平和の目的』に反しない」との政府見解が表明され、その範囲内に限って自衛隊の宇宙利用が根拠づけられた。以後、1998 年 8 月 31 日(月)北朝鮮のテポドン・ミサイル発射を契機とする情報収集衛星導入に際しても閣議決定に防衛庁は登場せず、翌年の防衛白書の情報収集衛星関連記事も一般化原則を反復するに止まっていた 6)。

2. 宇宙基本法の経緯

テポドン・ミサイル発射から更に約 7 年後の 2005 年末頃から、自民党内を中心とする

平和利用決議見直しの動きが報じられ始めた。

(1) 平和利用決議見直しへの自民党内の動き

ア．河村建夫議員関連の動き

自民党の委員会が平和利用問題を審議し政府へ提言の方針であることが、2006年初めに報道された(7)8)。正確に言うと自民党政務調査会宇宙開発特別委員会の宇宙平和決議等検討小委員会(委員長河村建夫・元文科相、委員長代理河井克行議員)である。既にこれに先立って2003年11月の河村建夫文科相当時、H-Aロケットの失敗を受けて福田康夫(当時)官房長官と防衛目的を含めた宇宙政策司令塔不在対策の要を協議したことが起こりである旨、後に報じられた(9)10)。河村議員はまた2005年2月、各省副大臣・政務官クラスをメンバーとする「国家宇宙戦略立案懇話会」を設立し、同年10月「国家宇宙政策」報告書を政府・自民党へ提出した(9)。

イ．石破茂議員関連の動き

石破茂議員を座長とする「日本の安全保障に関する宇宙利用を考える会」が2005年12月発足した旨、同年末に報じられた(11)。後の報道を含めると、国防族議員、防衛庁幹部、航空宇宙産業各社、安全保障と国際法の専門家らが参加した「政産官一体」の勉強会で(10)、2006年夏に「我が国の防衛宇宙ビジョン」提言をまとめ、同年8月31日(木)、石破座長が上記の自民党宇宙開発特別委員会で説明した。ミサイル防衛における早期警戒衛星など宇宙を利活用する必要性を指摘、「平和=非軍事」を「平和=非侵略」の国際標準に改め、同委員会で検討中の「宇宙基本法案」で平和利用再定義を行うべしとしたという(12)。

ウ．当座の所見

これらの動きの背景、及び相互関係等については推測するしかないが、次の事情が考えられる。

○ なぜこの時期か？

これらの動きの起こった時期としては、前者については先記のように2003年11月のH-Aロケットの失敗を機とし、また後者については「中国の台頭や北朝鮮のミサイル発射を受け、宇宙軍事競争に乗り遅れるとの危機感から」旨の報道がある(9)。

○ 目的は？

動きの目的としては、前者についてはこれも先記の「司令塔不在対策」(防衛目的を含めて)、後者については「宇宙の防衛利用」が主眼であったと思われるほか、「宇宙産業振興」をも目的とすべきことが、早い時期から指摘されている(7)。これら三目的は、その後の報道でも屢々言及される。

○ 両者の関係は？

二つの動きの相互関係等詳細は不明ながら、石破議員の懇談会顧問に河村議員の名が挙がる等(11)、連携はあったものと思われる。

○ 明白な「政治主導」

いずれにせよ、自民党内を中心とする政治主導に起因したことは明白である。

(2) 宇宙基本法案(2007年版)提出 - 継続審議へ

これらの動きを受け、上記の自民党宇宙開発特別委員会で検討中と報じられた「宇宙基本法案」が2007年6月、議員立法として第166国会へ提出された。

ア．提出までの経緯とその後

自民党内の動きから第 166 国会への法案提出、及びその後の見通しにつき、報道から読み取れる経緯は次のようである (13～15)。

○ 公明党の同意取り付け

「宇宙軍事利用に道を開きかねない」と慎重だった連立相手の公明党に配慮し、「憲法の平和主義の理念」「環境への配慮」の項目を加えて容認を得た。

○ 法案の効果

「安全保障に資する宇宙開発」を明記し、「平和利用」の解釈を「非軍事」から「非侵略」へ変更する。弾道ミサイル発射を探知する早期警戒衛星や高解像度偵察衛星の保有が可能になる。

○ 会期末、継続審議へ

ただし第 166 国会は会期末が近く、継続審議として 2007 年秋の臨時国会へ持ち越される見通しであった。

イ．所見：成立は翌年へ

「継続審議、秋の臨時国会で」との見通しは、しかし実現しなかった。直後 2007 年 7 月参議院議員選挙での連立与党大敗と安倍首相辞任・福田内閣発足をを受けて前途は不透明となり、課題は翌年へ持ち越された。

なお先に記した、防衛利用、司令塔機能、産業振興、の三目的のうち、報道ではもっぱら が注目を集めている。それも理解できなくはないが、法案では、 についても種々触れられており、詳しくは第 3 章で後述する。

(3) 宇宙基本法案(2008 年版)提出 - 可決成立

2008 年に入り、法案に民主党の同意も得られる修正が加えられて 5 月の第 169 国会で可決成立に到った。

ア．法案の修正 (16)

民主党合意のための修正は、2007 年版法案と対照して見て多くはない。1 条に「憲法の平和主義」(元々 2 条にあるが)と「環境との調和」が、6 条に「宇宙開発利用に関する外交」、16 条に「宇宙産業の技術力及び競争力強化」が付記されている。

イ．可決・成立まで

自・公・民三党合意の上は、可決成立は早かった。5 月 9 日(金)、衆議院内閣委員会で昨年の法案を撤回し三党合意案を提出 (17-18)。三党賛成で可決、共産党は「わずか 2 時間の審議、軍事に道を開く」と反対した (19)。5 月 13 日(火)衆議院本会議で三党賛成、共・社反対で可決 (20)、参議院へ送られ 5 月 21 日(水)本会議で可決され成立した (21～23)。

3．宇宙基本法の目的と法施行後の動き

こうして可決成立した宇宙基本法につき、その目的に関わる規定を確認し、またその後の関係政令公布、法施行、戦略本部発足等の経過を追って見よう。

(1) 三目的の規定 (16)

先記した基本法の三目的に関し、報道では 防衛利用に注目が集中しているが、 司令塔機能、 産業振興、を含めた関連条文は次の部分である。殊に、 については詳細な

規定があり、今後の実現度合いに注目の要が大きい。

ア．防衛利用

14条に「安全保障に資する宇宙開発利用を推進」と記載。また2条の「宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い」は、平和利用の「非軍事」の解釈を「非侵略」の国際基準に合わせる意味のものと解される。

イ．司令塔機能

法4章(25~34条)に「宇宙開発戦略本部」の規定があり、最も具体的な記述である。首相を本部長、全閣僚を本部員とし、新設の「宇宙開発担当大臣」と内閣官房長官を副本部長とする。本部は「宇宙基本計画」を作成し、「財政の許す範囲内で」予算を計上する(24条)。

ウ．産業振興

15条、国は「自立能力の必要性」にかんがみ「研究開発促進、設備施設等の整備」、16条「宇宙産業の技術力及び競争力強化」等必要な施策を行う。国の事業に「民間能力活用、計画的調達、研究開発成果の民間移転、投資へ税制・金融上の措置」を行う。

(2) 法施行と戦略本部の発足

5月21日(水)宇宙基本法成立後の経過は次のようであった。

- 初代宇宙開発担当大臣に6月17日(火)、岸田文雄科学技術政策担当大臣を指名。
- 1か月半後の8月2日(土)発足の福田改造内閣で宇宙開発担当大臣は交代し、2代に野田聖子科学技術・消費者行政・食品安全担当大臣を指名。
- 8月5日(火)の閣議で法施行期日を決定、宇宙開発戦略本部事務局設立準備室を設置。準備室長に豊田正和氏(経産省出身)、室長代理に丸山剛司氏(科技厅出身)を指名(24)。
- 8月8日(金)、基本法施行の政令2件を公布(25)。一つは施行日時を定め、他の一つは「宇宙開発戦略本部令」で、主に「専門調査会」設置を規定。戦略本部内容については「本部長が本部に諮って定める」とのみ記載。
- 8月27日(水)、宇宙基本法施行。宇宙開発戦略本部発足、野田担当大臣が約20人の職員へ訓示(26, 27)。

(3) 戦略本部第1回会合(28, 29)

9月12日(金)首相官邸で宇宙開発戦略本部第1回会合が開かれ、本部長福田首相の挨拶に続き「宇宙開発戦略専門調査会」の設置等を決定した。

4. 宇宙の防衛利用は進むか / 政治主導は機能するか

2003年11月のH-Aロケット失敗当時から約5年を経て、政治主導の下に宇宙基本法が成立施行され、新設の宇宙開発戦略本部会合が開かれるまでの経過を以上において辿った。基本法の三つの目標と見られる項目のうち、当面の興味である宇宙の防衛利用はこれで進むのか、またそれと表裏をなす課題として政治主導が発揮され官僚主導に代わって機能し得るのか、を検討したい。

(1) 周囲の観測と当事者の観測

宇宙基本法によって宇宙の防衛利用は進むか否かにつき、いくつかの観測を紹介する。

ア．周囲の観測：防衛省がすぐにも中心に

海外を含む周囲からの観測には、防衛利用がすぐにも進むと見る向きが少なくない。

○ フーパー氏「宇宙防衛で平和利用を削るな」 30)

英国人で日本事情を広く論評される Rowan Hooper 氏は、2008 年 5 月 14 日(水)のジャパン・タイムズ紙上のコラムで大要次のように述べられた(玉真私訳)。

「防衛目的の宇宙利用を許す法案の今国会通過が確実視される。JAXA は以前から科学的意義が大きく想像力をかき立てる計画を持っており、科学面の予算が軍事圧力で削減されては残念である。国会を通過した法案が、『きぼう』ほか JAXA の計画する非軍事的プログラムに干渉するものとならないことを望みたい。」

○ UPI 通信「日本が宇宙政策変更」 31)

UPI 通信は 5 月 16 日(金)付で次のように報じた(玉真私訳)。

「下院すなわち国会は、宇宙政策を科学技術・教育担当省専決から外す法案を正式可決した。宇宙政策は今後内閣全体の所管となる。首相直轄の宇宙政策機動チーム設立を規定した。今後はこれが同国宇宙政策の核心となり、旧来の民生三省は、庁から昨年自前の省へ昇格したばかりの防衛省の重みに比して軽いものとなろう。」

○ 産経新聞「国の守りと科学の両立を」 32)

産経新聞は 5 月 10 日(土)の「主張」欄(社説)で大要次のように論じた。

「いくつかの注文をつけておきたい。第一には、予算配分が防衛分野に偏りすぎて、宇宙科学や宇宙ビジネスの分野が先細りになるようなことがあってはならない。第二には防衛分野での透明性を可能な限り確保することだ。機密なしの防衛はあり得ない。その一方、透明性なしには科学技術の発展も望めない。」

○ その他の国内論調

このほかの国内論調では軍事利用そのものへの警戒感を示したものが少なくないが、速やかに実現するか否かはあまり意識されていないようである。自衛隊の衛星保有その他の宇宙利用を当然の帰結視した一節を紹介する(33)。

「基本法が成立すれば、自衛隊が直接衛星を持ち、衛星の能力を一気に高める道が開ける。将来のミサイル防衛に必要な早期警戒衛星を独自に持つことができたり、様々な軍事目的での宇宙空間の利用が可能になったりする。」

イ．当事者の観測：むしろ警戒感

目を転じて防衛省や自衛隊など直接影響を受ける当事者を見ると、周囲の観測とはかなり異なった様相が折々報道される。

○ 法案(2007年版)初提出前の一報道

法案初提出に約3ヶ月先立つ2007年3月、次の報道があった(適宜抜粋) 34)。

「防衛省の姿勢は『静観』に近い。民間衛星の利用が定着し、自衛隊は国内外で支障なく活動できるからだ。自衛隊の宇宙利用は、MD(注：ミサイル防衛)と施設整備費などを除けば、年約170億円で賄えている。自前の衛星は打ち上げだけで1機約100億円。年2千億円前後のMD経費が防衛費全体を圧迫する現状に、幹部らは『自前衛星は費用対効果が合わない』と口をそろえる。」

○ 法成立後の報道例

宇宙基本法成立直後の2008年5月、次の報道があった(適宜抜粋) 35) 36)。

「独自の軍事衛星配備には、防衛省内で慎重論も根強い。『今のところ不自由はない。独自開発は費用対効果の面で割に合わない』(防衛省幹部)のが実情だ。」

「防衛省内では、『早期警戒衛星は歴大な開発費用がかかるうえ、独自に情報を収集しようとするれば日米関係を損ないかねない』(同省幹部)。高解像度の偵察衛星も『ほかの防衛予算が削られる』(同)と、早くも慎重論が出ている。」

ウ．「曙効果」の既視感

これら報道に筆者は「既視感」を持たざるを得ない。15年以前、ミサイル防衛導入が語られ始めたころの次の報道である(37)。

「ミサイル防衛構想 巨額な分担難問 『この構想に参加するのは曙を私のふろにいれるようなものだ。片足を入ただけで一度にお湯がこぼれ落ちてしまうよ』。防衛庁の幹部は、日本が共同開発に参加した場合の問題点を、こう表現した。」

エ．所見：既存プログラムにとって新規プログラムは警戒対象

筆者は9年前の「DRC年報1999」で上記「曙効果」を取り上げ、概ね次のように述べた(38)。

「既存プログラムに責任を持つ現場にとっては当然、ミサイル防衛の登場は警戒対象である。この面に配慮することなくこれに着手することは、課題の先送りに過ぎないのではなかろうか。」

新規プログラムを警戒視するのは当然であって既存プログラム側の責任ではない。既存プログラムとの間を政策的に調整することは新規プログラム導入側の責任であり、宇宙の防衛利用が進むか否かは、この点に懸かっている。

(2) 宇宙開発戦略本部の運営状況

明白に政治主導に起因した宇宙基本法の下、防衛利用を筆頭とする宇宙戦略の政治主導が発揮され官僚主導に代わって機能し得るのか。発足した宇宙開発戦略本部の運営状況を見てみよう。

ア．専門調査会設置とその既視感

先記のとおり「宇宙開発戦略本部令」24)は「専門調査会」設置の規定を主としており、筆者はここでも「既視感」を禁じ得ない。6年前の「DRC年報2002」で筆者は、総合科学技術会議とその「宇宙開発利用専門調査会」の動きをやや詳しく追った。当時の「総合科学技術会議令」と今回の「宇宙開発戦略本部令」との専門調査会規定は似通っており、「調査が終了したときは、廃止されるものとする」との規定も共通である。当時、筆者は大要次のように述べた(1)。

○ 「2001年10月の第11回総合科学技術会議で『宇宙開発利用専門調査会』が設けられた。日本の宇宙政策見直しの焦点となるべきものである。調査会は2001年11月の第1回以降毎月1～2回の会合を重ねた。」

○ 初期には「『宇宙国家戦略論議を』『50年100年先の論議を』等のメンバーの意見に、真の長期的戦略論議を期待させるものがあった。」

○ しかし「第7回以後は報告書事務局案の文言論議が多く、2002年6月の第11回をもって報告書を作成し、総合科学技術会議へ報告してその任務を終了した。」

○ 筆者はまた「総合科学技術会議の会合時間は毎回1時間である。日本の科学技術政策全般を審議決定する場として、どこまで突っ込んだ論議が可能であろうか」と記した。

イ．戦略本部第1回会合の議事次第(29)

今回9月12日(金)首相官邸で開催された宇宙開発戦略本部第1回会合の議事次第によ

ると、総理挨拶・宇宙開発戦略専門調査会について（16名の構成員案を承認）・本部の運営について・今後の検討の進め方、の議題が挙げられ、会合時間は10:13~10:20の僅か7分間である（誤植ではあるまい、また今回限りの事情か、とも思われるが）。

ウ．所見：立法は政治主導でも施行は官僚主導か

宇宙基本法の立法自体は明白に政治主導であったが、第1回会合時間が7分間であったという宇宙開発戦略本部は、法施行後の履行に到るまで「政治主導」性を発揮し得るであろうか。

本来はむしろ法の履行のためにこそ官僚制度が存在するのではないか。それをも駆使して政治が主導性を発揮する道は何か、それが問われる。

5．宇宙の防衛利用 / 政治主導の発揮が進む条件

明白に政治主導に起因した宇宙基本法の成立・施行を見た今、具体的履行の成果に更に注目の要があることを前章までに記した。

（1）宇宙の防衛利用が進むには

ア．トップ・ダウンとボトム・アップ

立法が政治主導であったことは、いわゆる「トップ・ダウン」であって当事者の要求から出たもの（ボトム・アップ）でなかったことになる。防衛省自体が「宇宙利用を拡充したい、自前の衛星を持ちたい、早期警戒衛星など新種の衛星も保有したい」と望んだわけではなく、当事者としては周囲の観測とは異なる「費用対効果が合わない、他の予算が減らされる」等の声があることを先に紹介した。

イ．トップ・ダウン側の責任

筆者は「ボトム・アップしか立法に値しない」などと言うのではない（それでは従来の官僚主導と変わらない）。しかし法を作るだけでなくその結果について当事者（ボトム・アップ側）との間を政策的に調整することもまた政治（トップ・ダウン側）の責任であると考え。防衛利用のための戦略的別予算の確保など、一層の政治主導がなければなるまい。

（2）政治主導の発揮が進むには

政治主導の立法も、履行段階は官僚制度に委ねざるを得ないことが看取された。

ア．戦略本部の司令塔機能

基本法の三目標を先に挙げた中で、司令塔機能すなわち宇宙開発戦略本部こそ政治主導を発揮するための器であるはずである。基本法は「財政の許す範囲内で」の但し書き付きながら、「予算を計上すること」を戦略本部に課している。予算を司る本部の運営を通して真の司令塔機能を発揮することが政治に望まれる。本論で主対象とした防衛省に止まらず、宇宙に関わるすべての省庁にとってこれは同等に当てはまることである。

イ．政治の出番はこれから

戦略会議事務局もまた官僚制度の一つであることに変わりはない。それをも駆使して政治主導を発揮できるか否か、政治の真の出番はこれからである。刮目して待ちたい。その意義は決して、宇宙と安全保障の分野だけに止まらないものがあるろう。

引用文献

- 1) 玉真哲雄：日本の宇宙政策見直しと安全保障の今後、DRC年報 2002、AR - 6 J、2002年9月、171～181頁
- 2) わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議（1969 - 5 - 9（金）衆議院本会議）、防衛白書 1990、資料 14
- 3) 青木節子：商用衛星運用をめぐる法規制 - 岐路に立つ宇宙法 - 、衛星通信研究 97号、2002.5、(財)KDDIエンジニアリング・アンド・コンサルティング
- 4) 1968年第61国会科学技術振興特別委員会議録、石本三郎、柳沢弘毅：原典宇宙法、第1章、www.nasda.go.jp/data_lib/Space_Law/
- 5) 国会決議の「平和の目的」と自衛隊による衛星利用について（1985 - 2 - 6（水）政府見解）、防衛白書 1988、資料 20
- 6) 情報収集衛星の導入、防衛白書 1999、333頁
- 7) 宇宙防衛利用解禁へ、自民、夏にも政府に提言、読売新聞、2006 - 1 - 6（金）、1面
- 8) 宇宙開発でこ入れ、防衛目的解禁、自民、新法制定へ、朝日新聞、2006 - 3 - 29（水）、15面
- 9) 河村建一（河村建夫事務所秘書）：宇宙基本法（仮称）の制定に向けて、慶応義塾大学 Open Research Forum「進む宇宙利用と宇宙活動法」講演資料、2006 - 11 - 23（木）
- 10) 宇宙基本法：MD、通信網で活用、原点は「政産官」勉強会、毎日新聞、2008 - 5 - 22（木）
- 11) 宇宙「軍事利用」緩和へ、専門家懇、国会決議見直し着手、産経新聞、2005 - 12 - 31（土）
- 12) 「わが国の防衛宇宙ビジョン」について石破元防衛庁長官が説明、自民党ニュース、2006 - 8 - 31（木）、www.jimin.jp/jimin/daily/06_08/31/180831b.shtml
- 13) 宇宙基本法案今国会提出へ、防衛目的の利用に道、朝日新聞、2007 - 6 - 6（水）、1面
- 14) 宇宙基本法今国会に提出へ、自公が骨子に正式合意、産経新聞、2007 - 6 - 7（木）
- 15) 宇宙基本法：平和利用と環境への配慮を追加、骨子素案、毎日新聞、2007 - 6 - 7（木）
- 16) www.soranokai.jp/pages/kihonhouA_shinnkyuu-hikaku.html
- 17) 宇宙基本法案で合意、自民・公明・民主3党案を提出へ、読売新聞、2008 - 5 - 8（木）
- 18) 衆議院内閣委員会ニュース、第169国会第14号、2008 - 5 - 9（金）
- 19) 宇宙開発は平和限定に、吉井議員基本法案を批判、しんぶん赤旗、2008 - 5 - 10（土）
- 20) 宇宙基本法案賛成多数で衆院通過、毎日新聞、2008 - 5 - 13（火）
- 21) 宇宙基本法が成立、宇宙の防衛利用解禁、高解像度衛星に道、産経新聞、2008 - 5 - 21（金）
- 22) 宇宙基本法が成立...非侵略に限定・軍事利用が可能に、読売新聞、2008 - 5 - 21（水）
- 23) ミサイル監視衛星も保有可能に、宇宙基本法が成立、朝日新聞、2008 - 5 - 21（金）
- 24) 宇宙本部設立準備室室長に豊田氏を起用、朝日新聞、2008 - 8 - 5（火）夕、8面
- 25) 官報第4888号、2008 - 8 - 8（金）、3～4頁
- 26) 政府、宇宙開発戦略本部を設立、日本経済新聞、2008 - 8 - 27（水）
- 27) 宇宙政策の司令塔発足、朝日新聞、2008 - 8 - 28（木）、4面
- 28) www.kantei.go.jp/jp/hukudaphoto/2008/09/12uchuu.html
- 29) www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/dai1/gijisidai.html
- 30) Rowan Hooper: Space Defense No Reason to Ax Gentler Projects, Japan Times, Wed 14 May 2008
- 31) Martin Sieff, Senior News Analyst, BMD Watch: Japan Changes Space Policy, upi.com, Fri 16 2008
- 32) 宇宙基本法 国の守りと科学の両立を、「主張」、産経新聞、2008 - 5 - 10（土）
- 33) 宇宙基本法 - あまりに安易な大転換、社説、朝日新聞、2008 - 5 - 10（土）
- 34) 宇宙基本法 熱気と警戒、朝日新聞、2007 - 3 - 11（日）、3面
- 35) 宇宙基本法が成立 軍事衛星には慎重論、朝日新聞、2008 - 5 - 22（木）、4面
- 36) 宇宙開発新たな段階 巨額な衛星 賛否両論、朝日新聞、2008 - 5 - 30（金）、3面
- 37) ミサイル防衛構想 巨額な分担難問、朝日新聞、1993 - 9 - 23（木）、2面
- 38) 玉真哲雄：ミサイル防衛とその「シンボル効果」、DRC年報 1999、AR - 3 J、1999年9月、105～116頁